

名張市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第16条第3項の規定に基づき、名張市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議の運営に関する事。
- (2) 交通会議の会議の資料の作成に関する事。
- (3) 交通会議の庶務に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 規約第16条第2項の事務局長は、名張市都市整備部都市計画室長をもって充てる。

2 規約第16条第2項の事務局員は、名張市都市整備部都市計画室の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品の購入その他契約の締結に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、軽微な事項に関する事。

(文書の取扱い)

第5条 交通会議における文書の收受、処理、整理、保存等については、名張市の例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、その種類、ひな形、寸法、用途、個数及び管理者は別表のとおりとする。

2 公印の使用、取扱い等については、名張市の例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

公印の種類	ひな形	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
会長印	(例) 議 公 名 会 共 張 長 交 市 之 通 地 印 会 域	方24	会長名を もって発 する文書	1	事務局長